

令和5年本会議(9月～10月)から

「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

歩車分離式信号機のある交差点における歩行者用信号機の対象を改める。
歩行者、自転車
歩行者、自転車、遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行している
ものに限る)、特定小型原動機付自転車

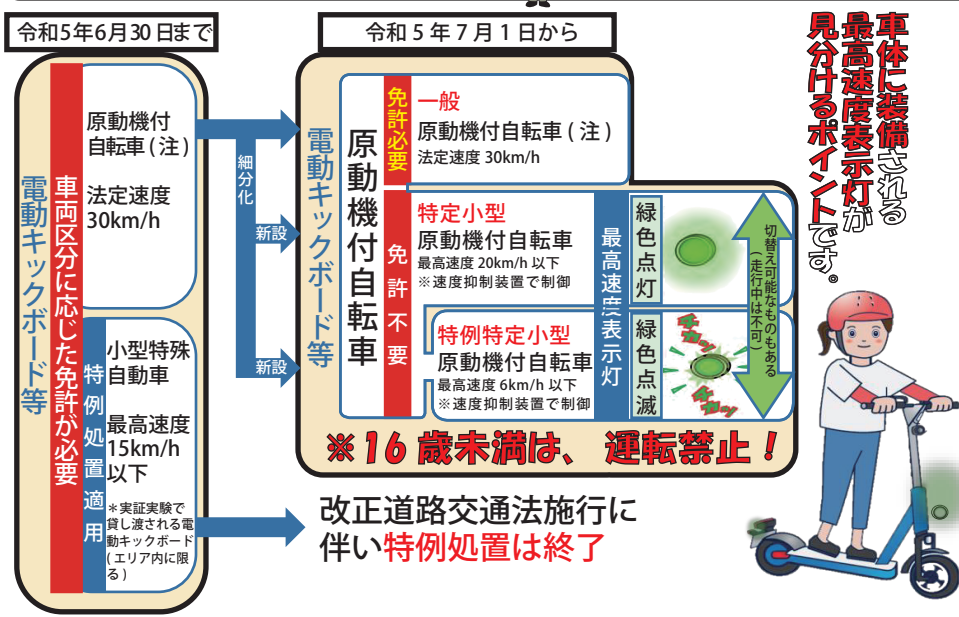


遠隔操作型小型車の例



シニアカーの例

Information 電動キックボード等の新しい交通ルール



- ポイント 1
車両区分が変わります
- ポイント 2
全ての電動キックボード等が
・免許不要となるものではありません
・歩道等を通行することができるものではありません。
(注) 電動機の定格出力等により自動二輪車等となる場合があります、必要な免許も変わります。
- ポイント 3
・特例特定小型原動機付自転車以外の電動キックボード等は、路側帯や歩道を通行できません。
・特例特定小型原動機付自転車だけが路側帯や標識により自転車の通行が認められた歩道を通行することができます。
※ 違反者は反則切符(青切符)等による取締りを受けます。

車両区分等	歩行者	普通自転車	原動機付自転車		
			特定小型原動機付自転車 特例特定小型原動機付自転車	電動キックボード (最高速度 20km/h 以下)	一般原動機付自転車 (制限時速 30km/h)
例	歩行者 車いす(シニアカーを含む) 手押し車 小児用の車	自転車	電動キックボード (最高速度 6 km/h 以下)	電動キックボード (最高速度 20km/h 以下)	
交通ルール	歩道 路側帯 (路側帯の無い場合は道路)	車道 路側帯 一部の歩道(※1)	車道 普通自転車専用通行帯 自転車道 路側帯 一部の歩道(※1)	車道 普通自転車専用通行帯 自転車道	車道 ヘルメット装着義務

(※1 普通自転車、特例特定小型原動機付自転車は、「普通自転車等及び歩行者等専用」の歩道も通行できます。歩行者用路側帯は通行不可。)

自転車の通行方法について

歩道通行の例外

- ① 児童・幼児が運転する場合
- ② 70歳以上の人運転する場合
- ③ 車道通行に支障がある身体障害者が運転する場合
- ④ 車道通行が危険な場合(※参照)
- ⑤ 「通行可」の道路標識が歩道上にある場合

路側帯と路肩(車道)の違い

- 幅員 0.75m 以上は路側帯(やむを得ない場合は、0.5m 以上)
- 幅員 0.5m 未満は、路肩(車道)
- 歩道と接続されている場合は、幅員 0.75m 以上でも路肩(車道)

※車道通行が危険な場合とは？

著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅がせまいなどのために、追い越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合

幅員 0.75m 以上

歩道 外側線 路側帯 車道

自転車は、車道が原則、歩道は例外
車道及び路側帯は、左側を通行
歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行

◆県政報告会 その2

843回	8月3日	川崎地区コミュニティセンター	844回	8月6日	金場公民館	845回	8月13日	井田川公民館	846回	8月20日	市瀬公民館
847回	8月26日	二本松公民館	848回	9月24日	小下公民館	849回	10月7日	中村公民館	850回	10月8日	上野公民館
851回	10月14日	池山公民館	852回	10月17日	平尾自治センター	853回	10月21日	安楽公民館			